

第24回壬生町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年6月20日(木) 午前10時00分から午前11時35分

2. 開催場所 壬生町役場 正庁

3. 出席委員 10人

会長 10番 梁島 源智

会長職務代理者 3番 早乙女 誠

委員 1番 琴寄 成人、2番 刀川 正己、4番 篠原 正明、5番 大橋 幸子

6番 清水 利通、7番 大久保幸雄、8番 大橋 好一、9番 中川 久枝

4. 参集推進委員 2人

伊藤博推進委員、大垣秀夫推進委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 会務報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について

議案第5号 壬生町農業振興地域整備計画変更について

議案第6号 壬生町農用地利用集積計画の件について

報告第1号 農地法第3条の規定による許可処分取消願の件について

報告第2号 農地法第3条の規定による許可申請の取下願の件について

報告第3号 非農地証明願いの件について

報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出の件について

報告第5号 農地法第5条の規定による届出の件について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 大垣仁美、主幹兼農地調整係長 堀靖久、局長補佐兼庶務係長 岡洋子

7. 会議の概要

○事務局長 ただ今から、令和元年度第24回壬生町農業委員会総会を開会いたします。
出席委員10名で、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会 長 あいさつ並びに開会宣言

○事務局長 ありがとうございました。
総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長に
お願いいたします。

○議 長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議 長 それでは、9番 中川久枝 委員、1番 琴寄成人 委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の 堀主幹と 岡局長補佐 を指名いたします。

○議 長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をいたさせます。

○事務局長 会務報告を申し上げます。議案書1、2ページをご覧ください。
・5月22日(水)、農業・農村男女共同参画研修会が県男女共同参画センターにおいて開催され、梁島源智会長、大橋幸子農業委員、中川久枝農業委員、木野内佳代子推進委員、事務局から私と岡局長補佐が出席いたしました。
・5月24日(金)、壬生町観光協会定期総会が役場正庁において開催され、梁島源智会長が出席いたしました。
・5月27日(月)、全国農業委員会会長大会が東京都文京シビックホールにおいて開催され、梁島源智会長と私が出席いたしました。
・5月27日(月)、下都賀地方農業振興協議会通常総会が農業共済組合県南支所において開催され、大橋幸子農業委員が出席いたしました。
・5月28日(火)、下野農業協同組合総代会が栃木市文化会館において開催され、梁島源智会長、早乙女誠職務代理が出席いたしました。
・5月31日(金)、県常設審議委員会がとちぎアグリプラザにおいて開催され、梁島源智会長が出席いたしました。
・6月14日(金)、農地法5条申請に伴う現地調査委員会が、役場第3会議室及び現地において開催され、大久保幸雄農業委員、中川久枝農業委員、大橋好一農業委員、事務局から私と堀主幹が出席いたしました。以上です。
・6月14日(金)、農振除外現地調査委員会が、役場第3会議室及び現地において開催され、梁島源智会長、早乙女誠職務代理、清水利通農業委員、大橋幸子農業委員、中川久枝農業委員、事務局から私と堀主幹、農政課から増田主幹が出席いたしました。以上です。

○議 長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。
発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議 長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。
事務局より一括議案の説明と朗読をお願いします。

○堀 主 幹 それでは、議案書3ページ4ページの議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」のご説明をいたします。
6月5日水曜日締切りの時点で、農地法第3条の規定による許可申請が5件ございましたが、第2項案件については、申請人より却下の願い出がありましたので、議案所の方から削除をお願いします。
議案に従いまして第1項から順にご説明します。

第1項

譲渡人 _____ (鹿沼市) 貸付地 97㌥
譲受人 _____ (那須塩原市) 自作地 62㌥ 借受地 50㌥

(土地の表示)

壬生町大字羽生田字新郭 畑 78㎡
売買による所有権移転で、稼働が3人となっております。

第3項

譲渡人 _____ (通町) 自作地 72㌥ 貸付地 28㌥
譲受人 _____ (通町) 自作地 72㌥ 貸付地 28㌥

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲字御里西 畑 847㎡
壬生町大字壬生甲字御里西 畑 409㎡
壬生町大字壬生甲字御里西 畑 6.36㎡
合計 1262.36㎡

贈与による所有権移転で、稼働は3人となっております。

第4項

貸人 _____ (中泉2) 自作地 149㌥
借人 _____ (中泉2) 自作地 149㌥

(土地の表示)

壬生町大字中泉字山ノ上 畑 1021㎡
壬生町大字中泉字山ノ上 畑 284㎡
壬生町大字中泉字山ノ上 田 1765㎡
壬生町大字中泉字山ノ上 畑 1272㎡
壬生町大字中泉字羽生田道 畑 119㎡
壬生町大字中泉字羽生田道 畑 2073㎡
壬生町大字中泉字羽生田道 畑 433㎡
壬生町大字中泉字羽生田道 田 1195㎡
壬生町大字中泉字羽生田道 田 938㎡
壬生町大字中泉字羽生田道 畑 554.27㎡
合計 9654.27㎡

使用貸借権の設定10年間で稼働は3人となっております。

第5項

譲渡人 _____ (本郷) 自作地 48㌥ 借受地 211㌥
譲受人 _____ (本郷) 自作地 48㌥ 借受地 211㌥

(土地の表示)

壬生町大字七ツ石字久保田 田 1461㎡

壬生町大字七ツ石字久保田	田	40㎡
壬生町大字羽生田字弥陀ノ木番	田	297㎡
	合計	1798㎡

贈与による所有権移転で稼働は3人となっています。

以上、第1項及び第3項から第5項につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件、同第5号の下限面積要件について、申請書・添付書類・農地台帳等により確認しましたが、いずれも要件を満たしております。以上でございます。

○議 長 それでは、第1項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議 長 4番 篠原正明 委員

○4番 篠原正明 委員

第1項案件について説明させていただきます。

去る6月13日に_____氏立ち会いのもと、私と琴寄成人農業委員と木野内佳代子推進委員と現地調査を行い、何ら問題が生ずる恐れがないことを確認しました。ただ、現地は農道建設により分断された狭い農地であり、また、譲受人が遠方に居住しているため、適正な維持管理が懸念されるところでありましたので、譲受人に確認したところ、苗木を植えるということであり、また、隣接地を息子が所有しているということで、たびたび現地を訪れているということであり、問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議 長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議 長 続いて、第3項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議 長 6番 清水利通 委員

○6番 清水利通 委員

第3項案件について説明いたします。

去る6月11日に譲渡人の_____氏の立会のもと、私と刀川正己農業委員と細井秀男推進委員で現地調査を行い、周辺地域の関係につきまして確認しましたのでご報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番までの項目について確

認しましたが、いずれも問題は生ずる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議 長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議 長 次に、第4項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議 長 2番 刀川正己 委員

○2番 刀川正己 委員

第4項案件についてご報告いたします。

去る6月10日に私と早乙女職務代理、臼井推進委員、借人の_____氏の立会のもと、現地確認を行いました。

チェックシートに従いまして現地確認しましたところ、問題は生ずる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

それから、3条での使用貸借権の設定というのが珍しいと思いますが、事務局から説明いただけたらと思います。

○岡 補 佐 貸人の_____氏は経営移譲年金を受給しており、後継者の_____氏との間に使用貸借契約を結んでいましたが、その使用貸借の期限が今年の6月22日までとなっています。その期限が切れるまでにもう一度10年以上の親子間の使用貸借を設定すると、その農地が再設定という扱いになり、再設定された農地につきましては、今後、その農地を売ったり、貸してしまったとしても、_____氏の年金が支給停止になる農地の制約がはずれるということになるので、そのために10年間の息子さんとの使用貸借権の設定をしていただきました。

○議 長 それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議 長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議 長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 次に、第5項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
- 議 長 1番 琴寄成人 委員
- 1番 琴寄成人 委員
第5項案件について説明いたします。
去る6月13日に私と篠原正明農業委員、青木幸一推進委員、譲渡人の_____氏の立会のもと、チェックシートに従いまして現地確認しましたところ、何ら問題は生ずる恐れはないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。また、今回の譲渡人、譲受人は親子関係になっておりますので、あわせてよろしくお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。それでは、第5項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)
- 議 長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は、原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 堀 主 幹 それでは、議案書5ページの議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件についてご説明します。
6月5日水曜日締切りの時点で、農地法第4条の規定による許可申請が2件ございました。議案に従いましてご説明します。

第1項

申請人 _____ (国谷2-2)

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲字東原 畑 997㎡
太陽光発電設備敷地となっています。

第2項

申請人 _____ (北小林3)

(土地の表示)

壬生町大字北小林字南原 畑 499㎡
住宅敷地となっています。

○議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る6月14日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の7番 大久保幸雄 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○7番 大久保幸雄 委員

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、6月14日金曜日に私と、大橋好一委員、中川久枝委員、大垣仁美事務局長、堀靖久主幹の5名で調査いたしました。

農地法第4条の規定による許可申請第1項案件についてご報告します。

申請地は_____から南東に約50メートルに位置する農地で、立地基準としては、農地の集团的広がりがないため第2種農地に該当します。申請人は、近隣の土地を検討した結果、周辺に光を遮るものがなく、必要な事業用地を確保できることから、最適地として申請地を選定しました。申請地には、255ワットのパネル枚数320枚、合計出力81.6キロワットの施設を建設する予定となっております。

なお、事業資金については、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議 長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議 長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○7番 大久保幸雄 委員

次に第2項案件についてご報告します。

申請地は_____から南東に約700メートルに位置する農地で、立地基準としては、農地の集团的広がりが10haを超えるため第1種農地となります。申請者は、現在、妻と2人で住んでおりますが今後、親子で農家を経営していくにあたり、二世帯住宅の建築について検討した結果申請地が適正地として申請に至りました。なお、旧居宅についてはトマト作業所として改装する予定となっております。給水

は町水道を利用し排水は農業集落排水に放流予定となっております。また、雨水は敷地内自然浸透処理の予定となっております。

なお、事業資金については、自己資金及び金融機関からの融資で対応するため、残高証明書及び住宅ローン事前審査結果承認通知が添付されております。また開発許可については栃木土木事務所との協議を済ませているということです。

以上のことから、第1種農地ではありますが、集落に接続して設置されるものであり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議 長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議 長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

- 議 長 次に、日程第4の議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。
事務局より一括議案の説明と朗読をお願いします。

- 掘 主 幹 それでは、議案書6ページの議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件についてご説明します。

6月5日水曜日締切りの時点で、農地法第5条の規定による許可申請が3件ございました。議案に従いましてご説明します。

第1項

賃貸人 _____ (助谷原)

賃借人 _____ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字助谷字陣場 田 1679㎡

園芸用土採取で1年間の賃借権の設定となっております。

第2項

貸 人 _____ (北小林3)

借 人 _____ (安塚1-1)

(土地の表示)

壬生町大字北小林字南原 畑 499㎡

住宅敷地で、使用貸借権の設定が永久となっております。

第3項

賃貸人 _____ (中泉1) _____ (上田2)
賃借人 _____ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字上田字西原	畑	1 5 4 7 m ²
壬生町大字上田字西原	畑	2 9 3 2 m ²
壬生町大字上田字西原	畑	1 2 3 6 m ²
壬生町大字上田字西原	畑	6 4 1 m ²
壬生町大字上田字西原	畑	1 7 5 8 m ²

(土地の表示)

壬生町大字上田字西原	畑	9 4 8 m ² のうち2 8 5 m ²
	合 計	8 3 9 9 m ²

園芸用土採取で、賃借権の設定1年間となっております

- 議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る6月14日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の7番 大久保幸雄 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○7番 大久保幸雄 委員

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、農地法第4条の現地調査と同じ6月14日(金)に同じメンバーで調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可申請第1項案件についてご報告します。

申請地は_____から南に約100メートルに位置する農地で、立地基準としては、農振農用地に該当します。事業計画書によりますと、保安距離を農地から1m、道路から2mを確保し、周囲には防護ネットを施すようになっております。断面図では、最大1.75mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した赤玉土等は、鹿沼市にある_____に出荷する予定となっております。また、埋戻しの用土は、東京都内の_____から調達予定であります。なお、転用実績調書では、前々回地は復元完了、前回地は採掘は完了し埋戻しは90%の進捗状況となっており、隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証する書類の添付もあり、事業資金については、自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当となり、現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(質問意見なし)

○議 長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議 長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○7番 大久保幸雄 委員

次に第2項案件についてご報告します。

申請地は_____から南東に約700メートルに位置する農地で、立地基準としては、農地の集团的広がりが10haを超えるため第1種農地となります。申請者は、現在、町内のアパートに妻、子ども1人の家族3人で住んでおりますが今後、親子で農家を経営していくにあたり、二世帯住宅の建築について検討した結果申請地が適正地として申請に至りました。なお、旧居宅についてはトマト作業所として改装する予定となっております。給水は町水道を利用し排水は農業集落排水に放流予定となっております。また、雨水は敷地内自然浸透処理の予定となっております。なお、事業資金については、自己資金及び金融機関からの融資で対応するため、残高証明書及び住宅ローン事前審査結果承認通知が添付されております。また開発許可については栃木土木事務所との協議を済ませているということです。以上のことから、第1種農地ではありますが、集落に接続して設置されるものであり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議 長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第3号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議 長 続いて、第3項案件を議題といたします。調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○7番 大久保幸雄 委員

次に第3項案件についてご報告します。

申請地は_____から西に約500メートルに位置する農地で、立地基準としては、農振農用地に該当します。事業計画書によりますと、保安距離を農地から1m、道路から2mを確保し、周囲には防護ネットを施すようになっております。断面図では、最大1.6mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した赤玉土等は、鹿沼市にある_____に出荷する予定となっております。ま

た、埋戻しの用土は、町内の自社ストックヤードから調達予定であります。なお、転用実績調書では、前回地、前々回地ともに復元完了となっており、隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証する書類の添付もあり、事業資金については、自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。以上のことから、農振農用地であります。園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当となり、現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議 長 8番 大橋好一委員

○8番 大橋好一 委員

1項は、約2反歩で事業資金が_____で、3項は約8反歩で1項より事業資金が安いというのは、土の質ですか。

○堀 主 幹 そこまで確認はしていないのですが、事業計画書によると、採掘の契約金が_____円、通路の使用料が_____円、その他燃料費等で_____円と言うことで計_____円となっています。金額の高い低いについては、確認していません。

○8番 大橋好一 委員

採掘者が地元の方で、会社がすぐ近くなので、運ぶのも楽だということなので、その辺の費用も少なく済むのかなと思いますが、あまりに差があるような気がするのですけど……。

○7番 大久保幸雄 委員

重機の運搬費がかかるんですね。

○8番 大橋好一 委員

業者によって違うのかもしれませんが……

○議 長 それでは採決いたします。議案第3号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第3号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、6月27日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議 長 次に、日程第5の議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を議題といたします。
事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

○堀 主 幹 それでは、議案書7ページの議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業

計画変更申請の件についてご説明します。

6月5日水曜日締切りの時点で、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請が2件ございました。議案に従いましてご説明します。

第1項

賃貸人 _____ (国谷3)

賃借人 _____ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字国谷字前畑 畑 2618㎡

当初の許可日が、平成30年6月20日付、壬農委指令第5-49号
許可期間が、平成30年6月20日～平成31年6月19日
園芸用土採取、賃借権の設定許可期間の延長で、令和2年6月19日までで申請が出ております。

第2項

賃貸人 _____ (下野市)

賃借人 _____ (那須塩原市)

(土地の表示)

壬生町大字藤井字大御堂 畑 1793㎡

当初の許可日が、平成30年5月25日付、壬農委指令第5-43号
許可期間が、平成30年5月25日～平成31年5月24日までとなっており、
園芸用土採取、賃借権の設定許可期間の延長で、令和2年5月24日まで
で申請が出ております。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る6月14日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の 7番 大久保幸雄 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○7番 大久保幸雄 委員

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、農地法第5条の現地調査と同じ6月14日(金)に同じメンバーで調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____から南西に約600メートルに位置し、立地基準としては、農振農用地に該当します。平成30年6月20日付、壬農委指令第5-49号にて既に許可を受けております。埋立の手続きに時間がかかっており今回、隣接地について新たに土地所有者及び隣接土地所有者の同意が得られたことから、期間の延長について申請するものであります。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しております。また、現地調査においては、防護柵の設置の徹底、早急な埋戻しの実施等を厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委

員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議 長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第4号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議 長 続いて、第2項案件を議題といたします。調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○7番 大久保幸雄 委員

次に第2項案件についてご報告します。

申請地は、_____から東に約600メートルに位置し、立地基準としては、農振農用地に該当します。平成30年5月25日付、壬農委指令第5-43号にて既に許可を受けております。現在採掘は終了していますが埋立の手続きに時間がかかっており今回、隣接地について新たに土地所有者及び隣接土地所有者の同意が得られたことから、期間の延長について申請するものであります。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しております。また、現地調査においては、防護柵の設置の徹底、早急な埋戻しの実施等を厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議 長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第4号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議 長 次に、日程第6の議案第5号「壬生町農業振興地域整備計画変更の件について」を議題といたします。農用地区の変更明細について、事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

○堀 主 幹 それでは、議案書8～11ページの議案第5号 壬生町農業振興地域整備計画変更の件についてご説明します。

6月5日(水) 締切りの時点で、壬生町農業振興地域整備計画変更の申請が4件ご

ございました。議案に従いましてご説明します。

9 ページ

農用地区域の変更明細（土地改良事業のための編入）

1 番 壬生乙西高野裏 農振白地 台帳 田 現況 田 7 6 0 m²

利用目的：農地

利用予定者（所有者） _____ 壬生町大字壬生甲

10 ページ

農用地区域の変更明細（他の土地利用目的を持つての除外）

1 番 安塚西原 農用地 台帳 畑 現況 田 4 8 7 . 4 4 m²

利用目的：分家住宅敷地

利用予定者 _____ 鹿沼市上石川

所有者 _____ 壬生町大字安塚

2 番 国谷磯台西 511 農用地 台帳 畑 現況 畑 1 4 4 7 m²

利用目的：養豚施設不随施設及び駐車場敷地

利用予定者 _____ 下野市上古山

所有者 _____ 壬生町大字国谷

合計で、1, 9 3 4 . 4 4 m²の申請となっています。

11 ページ

農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての用途区分変更）

用途区分変更面積が1ヘクタールを超えるため通常の農振除外の手続きを行う
案件

- | | | | | | |
|------|--------|-------|-------------------------|--------|-----------------------------|
| 1 番 | 国谷字磯台西 | 農用地 畑 | 1, 4 6 7 m ² | 養豚施設敷地 | 利用予定者 (有) _____ (所有者 _____) |
| 2 番 | 国谷字磯台西 | 農用地 畑 | 2, 9 9 3 m ² | 養豚施設敷地 | 利用予定者 (有) _____ (所有者 _____) |
| 3 番 | 国谷字磯台東 | 農用地 畑 | 3, 0 5 4 m ² | 養豚施設敷地 | 利用予定者 (有) _____ (所有者 _____) |
| 4 番 | 国谷字磯台東 | 農用地 畑 | 2, 7 6 3 m ² | 養豚施設敷地 | 利用予定者 (有) _____ (所有者 _____) |
| 5 番 | 国谷字磯台東 | 農用地 畑 | 1, 8 8 4 m ² | 養豚施設敷地 | 利用予定者 (有) _____ (所有者 _____) |
| 6 番 | 国谷字磯台東 | 農用地 畑 | 2, 4 0 9 m ² | 養豚施設敷地 | 利用予定者 (有) _____ (所有者 _____) |
| 7 番 | 国谷字磯台東 | 農用地 畑 | 2, 3 0 4 m ² | 養豚施設敷地 | 利用予定者 (有) _____ (所有者 _____) |
| 8 番 | 国谷字磯台東 | 農用地 畑 | 1, 8 2 8 m ² | 養豚施設敷地 | 利用予定者 (有) _____ (所有者 _____) |
| 9 番 | 国谷字上原 | 農用地 畑 | 1, 9 9 0 m ² | 養豚施設敷地 | 利用予定者 (有) _____ (所有者 _____) |
| 10 番 | 国谷字磯台東 | 農用地 畑 | 1, 6 0 3 m ² | 養豚施設敷地 | 利用予定者 (有) _____ (所有者 _____) |
| 11 番 | 国谷字磯台東 | 農用地 畑 | 1, 4 5 1 m ² | 養豚施設敷地 | 利用予定者 (有) _____ (所有者 _____) |
| 12 番 | 国谷字横大道 | 農用地 畑 | 6 8 7 m ² | 養豚施設敷地 | 利用予定者 (有) _____ (所有者 _____) |
| 13 番 | 国谷字磯台西 | 農用地 田 | 6, 7 8 3 m ² | | |

養豚施設敷地 利用予定者 (有) _____ (所有者 _____)
14 番 国谷字上原 農用地 畑 9 8 1 m²
養豚施設敷地 利用予定者 (有) _____ (所有者 _____)
15 番 国谷字上原 農用地 畑 1, 9 8 3 m²
養豚施設敷地 利用予定者 (有) _____ (所有者 _____)

以上になります。

○議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る6月14日の調査委員会において調査済ですので、農用地区域の変更明細(土地改良事業のための編入)について、調査委員長の5番 大橋幸子 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○5番 大橋幸子 委員

議案第5号 壬生町農業振興地域整備計画変更の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、6月14日(金)私と梁島 源智会長、早乙女 誠職務代理、清水 利通委員、中川 久枝委員、大垣 仁美事務局長、堀 靖久主幹、農政課 増田 利幸主幹の8名で調査いたしました。

それでは、農用地区域の変更明細(下稲葉圃場整備に伴う農用地区域編入)について、ご報告いたします。

申請地は、町の南西部、下稲葉地区に位置しております。

圃場整備事業の性格上、圃場整備を実施できるのは青地になっている農地のみであることから、今回、圃場整備区域内にある白地の1筆、760m²を圃場整備の対象とするため青地に編入する必要があるため今回の申し出に至ったということであり

ます。農業生産性の向上及び農業経営の安定化に必要であることから、調査委員会としましては、農用地区域への編入はやむなしとなりましたので、ご報告いたします。

○議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第5号「農用地区域の変更明細(土地改良事業のための編入)」原案通り決定とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

○議 長 全員賛成ですので、議案第5号農用地区域の変更明細(土地改良事業のための編入)については、原案のとおり「適」回答として、町に意見を送付いたします。

○議 長 続いて、議案第5号農用地区域の変更明細(他の土地利用目的をもつての除外)第1番について、調査委員長の5番 大橋幸子 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○5番 大橋幸子 委員

次に、農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）1番について、ご報告いたします。

申請地は、_____から北西へ約800メートルの所です。土地の所有者は、_____氏で、土地の利用予定者の、_____氏が分家住宅用敷地を目的とした除外の申し出となっています。現在アパートに住んでいますが将来両親の介護を考慮し妻の両親に住宅建設について相談したところ土地を提供してもらえらることとなり、今回の申し出に至ったということです。

申請地が、周辺農地への影響が少ないこと、また、西側の雑種地である土地を購入することにより町道と接し、公共上下水道に接続できること、農地の集团的まとまりを阻害する状況にないことから、今回の案件につきましては、農振法第13条第2項の規定にある

- ・農用地以外に供することが必要かつ適当であつて農用地以外に代替する土地がないこと
- ・農用地の集団化及び農作業の効率化その他土地の農業上の効率的・総合的な利用に支障を及ぼす恐れが無いこと
- ・農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと
- ・農用地の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと等の農振除外の要件を満たしているものと思われますので、調査委員会としましては、農用地区域除外はやむなしとなりましたので、ご報告いたします。

○議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議 長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第5号農用地区域の変更明細（他の土地利用目的を持つての除外）第1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第5号農用地区域の変更明細（他の土地利用目的を持つての除外）第1番については、原案のとおり「適」回答として、町に意見を送付いたします。

○議 長 続いて、議案第5号農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）第2番について、調査委員長の5番 大橋幸子 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○5番 大橋幸子 委員

続きます。農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）2番につ

いて、ご報告いたします。

申請地は、_____から北東へ約900メートルの所です。土地の所有者は_____氏が、土地の利用予定者の、_____が養豚施設付随施設及び駐車場敷地を目的とした除外の申し出となっています。隣接の養豚施設のための来客用駐車場及び従業員の休憩所として整備するため、今回の申し出に至ったということです。

申請地が、周辺農地への影響が少ないこと、また、町道と接し、公共上水道、農業集落排水に接続できること、農地の集团的まとまりを阻害する状況にないことから、今回の案件につきましては、農振法第13条第2項の規定にある

- ・農用地以外に供することが必要かつ適当であって農用地以外に代替する土地がないこと
- ・農用地の集団化及び農作業の効率化その他土地の農業上の効率的・総合的な利用に支障を及ぼす恐れが無いこと
- ・農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと
- ・農用地の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと等の農振除外の要件を満たしているものと思われま^{だいたい}すので、調査委員会としましては、農用地区域除外はやむなしとなりましたので、ご報告いたします。

- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議 長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第5号農用地区域の変更明細（他の土地利用目的を持つての除外）第2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議 長 全員賛成ですので、議案第5号農用地区域の変更明細（他の土地利用目的を持つての除外）第2番については、原案のとおり「適」回答として、町に意見を送付いたします。

- 議 長 続いて、議案第5号農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての用途区分変更）の第1番から第15番について、調査委員長の5番 大橋幸子 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

- 5番 大橋幸子 委員

次に、農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての用途区分変更）について、ご報告いたします。

申請地は、_____から北東へ約900メートルの所です。

土地の所有者は、_____氏、_____氏、_____氏、_____氏、_____氏
_____氏、_____氏、_____氏、_____氏、_____氏、_____氏
_____氏、_____氏、_____氏、_____氏で、土地の利用予定者の、
_____施設敷地として豚舎、飼料庫等を整備することを目的とした用途区分変更の申し出となっています。

_____等については農業用施設にあたり開発、建築基準法も協議済みであることから本申請地を選定したということです。

申請内容も軽微な変更にあたるため、調査委員会としましては、用途区分変更はやむなしとなりましたので、ご報告いたします。

○議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○2番 刀川正己 委員

何名かのお名前がありますが、売買ですか。賃貸借ですか。

○堀 主 幹 売買です。

○2番 刀川正己 委員

わかりました。

○議 長 それでは採決いたします。議案第5号農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての用途区分変更）の第1番から第15番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議 長 全員賛成ですので、議案第5号農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての用途区分変更）の第1番から第15番について、原案のとおり「適」回答として、町に意見を送付いたします。

○1番 琴寄成人 委員

質問が遅れてすみませんが、土地改良事業の編入の案件で、青地でなくては圃場整備はできないというのはわかっていますが、白地を青地にする場合の要件等があれば説明をお願いします。

○堀 主 幹 面積的な要件はないのですが、通常の外と同一ように、県の同意を経て編入の手続きとなります。

今回の案件の場所は、周辺が青地に囲まれているところで、申請地だけが抜けてしまっているようで、周辺に合わせて青地とするということで、事前に農政課が県と協議した上で、今回の編入はやむなしということで回答もいただいているとのこと。

○1番 琴寄成人 委員

白地から青地の編入は、10割がた県の許可になりますか。

○堀主幹 必ずしもできるわけではなくて、青地に囲まれているところの真中を白地にするというのは基本的に認められないです。青地も同じで白地に囲まれている中の土地を青地にするというのは認められないです。町のほうでは、申請が出た時点で、周辺の状況を確認し、事前に県にも相談したうえで、編入できるかを判断します。

○1番 琴寄成人 委員

圃場整備の中に白地があった場合、ここは手がかからないわけですが、そういう場合でも青地に編入できない場合もあるのですか。

○堀主幹 町と県とで協議した結果になります。

○議長 次に、日程第7の議案第6「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をお願いします。

○堀主幹 議案書12ページからの議案第6号「壬生町農用地利用集積計画の件について」ご説明いたします。まず最初に、新規・賃借権についてご説明いたします。13ページの5件7筆、面積は合計10,342㎡となっています。続いて、利用権の新規・使用貸借権について、14ページの1件4筆、面積の合計が9,301㎡となっています。次に、利用権の再設定・賃借権について、15ページの2件2筆、面積の合計が3,843㎡となっています。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、採決いたします。議案第6号「壬生町農用地利用集積計画の件について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第6号「壬生町農用地利用集積計画の件について」原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、報告事項に入ります。その前に事務局より説明があります。

○堀主幹 去年10月 譲渡人_____氏、譲受人_____氏による農地法第3条により所有権移転を行われた土地について、その後現地在農地ではないことが判明した件について、登記簿の所有者を_____氏に差し戻した後3条許可の取消しを行い、_____氏からの非農地証明の提出により農地以外の状態になった後で所有権移転してくださいという指導を農業委員会として行ってまいりました。今回、その指導に基づき3条許可取消願及び非農地証明が提出されたものです。

○議長 日程第8の報告第1号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願の件について」

て」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

- 事務局長 報告第1号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願の件について」は、ただいま説明がありましたとおり議案書の17ページの1件がございました。内容については記載のとおり、6月3日付で、_____氏と_____氏から農地法3条の規定による許可処分の取消願が提出されたため、同日付けで取消願を受理したものです。
- 議長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
- (発言なし)
- 議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。
- 議長 次に、日程第9の報告第2号「農地法第3条の規定による許可申請の取下願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。
- 事務局長 報告第2号「農地法第3条の規定による許可申請の取下げ願の件について」は議案書の24ページから29ページの3件がございました。内容については24ページが、5月27日付で、_____氏と_____氏から、26ページが5月31日付で、_____氏と_____氏から、28ページが、5月31日付で、_____氏と_____氏から、いずれも農地法3条の規定による許可申請の取下願が提出されたため、それぞれ同日付けで受理したものです。
- 議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
- (発言なし)
- 議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。
- 議長 次に、日程第10の報告第3号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●事務局長 記載のとおり報告

報告第3号「非農地証明願いの件について」は、議案書の30ページの2件がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

- 議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、まず第1項の件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●4番 篠原正明 委員（現地調査の結果報告）

5月31日に、刀川農業委員、大関推進委員と私、行政書士_____氏立ち会いのもと現地調査を行いました。平成10年10月以前より庭として利用されているとのことなのでご報告いたします。

- 議長 ありがとうございました。ただいまの第1項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議 長 発言が無いようですので、以上で報告第3号第1項を終わります。

○議 長 続いて、第2項の件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●9番 中川久枝 委員 (現地調査の結果報告)

6月1日に、川嶋敏雄推進委員と_____氏立ち会いのもと、現地を確認しました。平成7年3月より住居を増築し、宅地として利用していることを確認しました。

○議 長 ありがとうございました。ただいまの第2項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議 長 発言が無いようですので、以上で報告第3号第2項を終わります。

○議 長 次に、日程第11の報告第4号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●事務局長 記載のとおり報告

報告第4号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の31ページ32ページの5件、がございました。
内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議 長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議 長 発言が無いようですので、以上で報告第4号を終わります。

○議 長 次に、日程第12の報告第5号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●事務局長 記載のとおり報告

報告第5号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の33ページの2件がございました。
これについては、市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議 長 ただいまの報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

○議 長 発言が無いようですので、以上で報告第5号を終わります。

○議 長 次に、その他の件を議題といたします。
事務局から「その他」について説明をお願いします。

●事務局（岡補佐）説明

- ・令和2年度農林水産関係税制改正要望の提出について
- ・令和2年度農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望の提出について
- ・みぶふるさと祭り参加について⇒参加する
- ・「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について

○議 長 次に、事務局から「事務連絡」について説明をお願いします。

●事務局（岡補佐）説明

- ・農業委員・農地利用推進委員研修会について
- ・市町村農業委員等の公務災害補償制度加入申し込みについて
- ・農業委員会視察研修について
- ・「社会を明るくする運動」町民のつどい
- ・のうねん5月号について

○議 長 先ほど、町の方から相談されましたが、

○議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言はありますか。

(発言なし)

○議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、令和元年度第24回壬生町農委員会総会を閉会いたします。

○岡 補 佐 現地調査について

○議 長 この件については、他市町を見ると2人体制の所はなく、栃木が4人、野木町等でも3人で調査している。2人だと1人が都合が悪くなった場合1人で調査することになってしまう。それを考えると3人以上で調査を行った方がいいかと思うが、皆さんどうでしょうか。

○8番 大橋好一 委員

できるだけ、出る回数が公平になった方がいいと思う。地区委員は1人入ってもらった方がいいが、後は連番とかで組んでもらえれば。

○議 長 地元の農業委員さんと推進委員さんの他に地区外の農業委員さんを1人増やすということで事務局に組んでもらいたいと思います。

○岡 補 佐 2 農業委員会研修旅行について

- ・日程は、10月23日（水）・24日（木）の1泊2日になります。
東北方面で山形県方面と、長野方面の2案が出ています。研修先が決まりましたらなるべく早く通知したいと思います。
- ・卒業旅行は、来年の5月24日（日）・25日（月）・26日（火）を予定しています。

3 「第6回かんぴょう音頭踊り発表会」の参加について説明

○議 長 ふるさとまつりには農業委員会として参加しますが、こちらは参加はどうしますか。特にならなければ、参加しないということよろしいですか。

(異議なし)

○議 長 それではこちらは参加しません。

○岡 補 佐 4 農地利用最適化推進マニュアルについて

(事務連絡)

- 1 令和2年度農林関係税制改正要望の提出について
・意見等ありましたら、事務局へご提出下さい。

○議 長 その他になりますが、先日、町より国保運営協議委員の推薦がありました。引き続き、大橋幸子委員にお願いしたいと思いますが、いかがですか。

(異議なし)

○議 長 それでは、大橋委員、よろしく願いいたします。

○議 長 先日、トマトの栽培をしたいということで問い合わせがあったようなので、事務局で説明をお願いします。

○堀 主 幹 神奈川県藤澤に本社がある会社で、トマトの栽培をするための土地を探しているということで1ヘクタール以上のまとまった農地があれば、照会していただきたいということで農業委員会に問い合わせがありましたので、心あたりがあればということで、農業委員さん、推進委員さんに通知を送らせていただきました。
作物にストレスをかけない栽培方法と言うことで、フランチャイズ経営と聞いています。

○議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言はありますか。

○5番 大橋幸子 委員

今の件で、もう少し具体的な計画がわからないと、斡旋する側としては難しいと思いますが。

○議 長 現在、どのような農業経営状態なのかなどを確認してもらえたらと思います。
他に何かございますか。

(発言なし)

○議 長 それでは、以上をもちまして、平成31年度第23回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前11時35分閉会】

議事録署名委員

議 長

7 番

8 番
